

参 考 資 料

〔連結納税制度の見直しについて〕

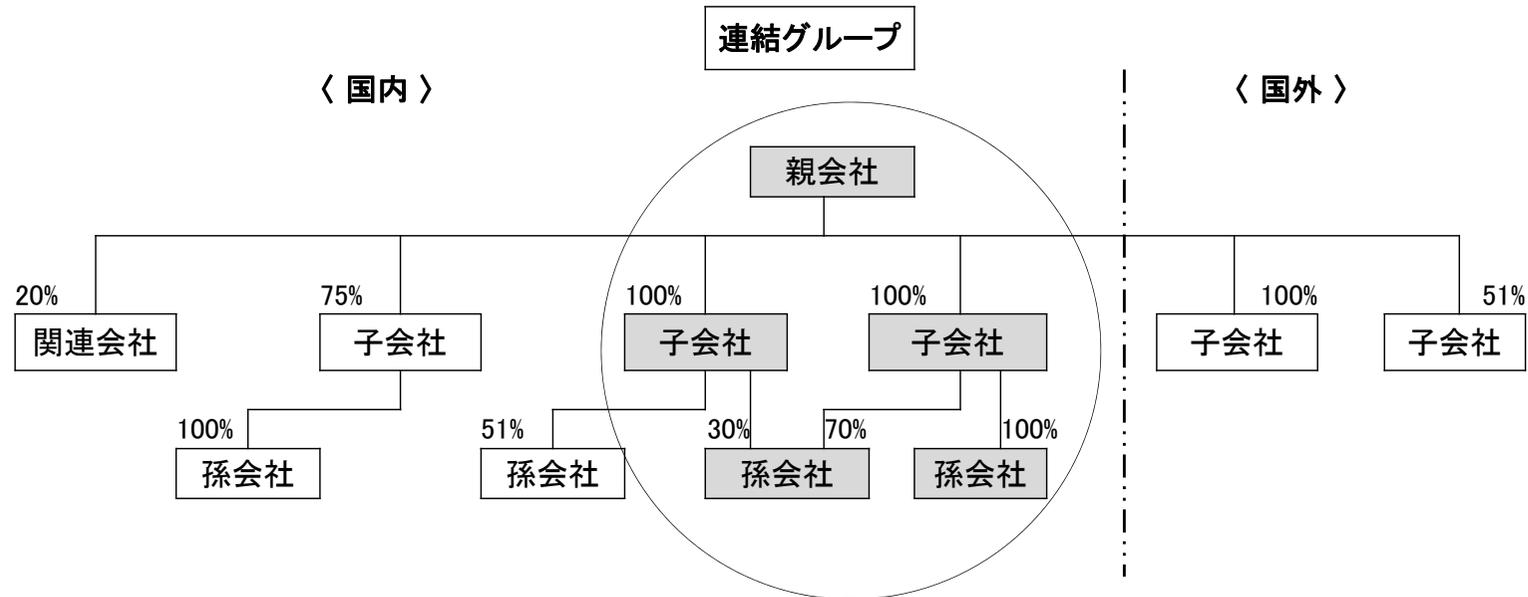
令和元年 8 月 27 日（火）

連結納税制度に関する専門家会合

座長 田近 栄治

(1)適用対象

- 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有するすべての子会社(外国法人を除く)
- 選択制(一旦選択した場合は、原則として継続して適用)



(2)申告・納付

- 親会社が法人税の申告・納付(子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出)

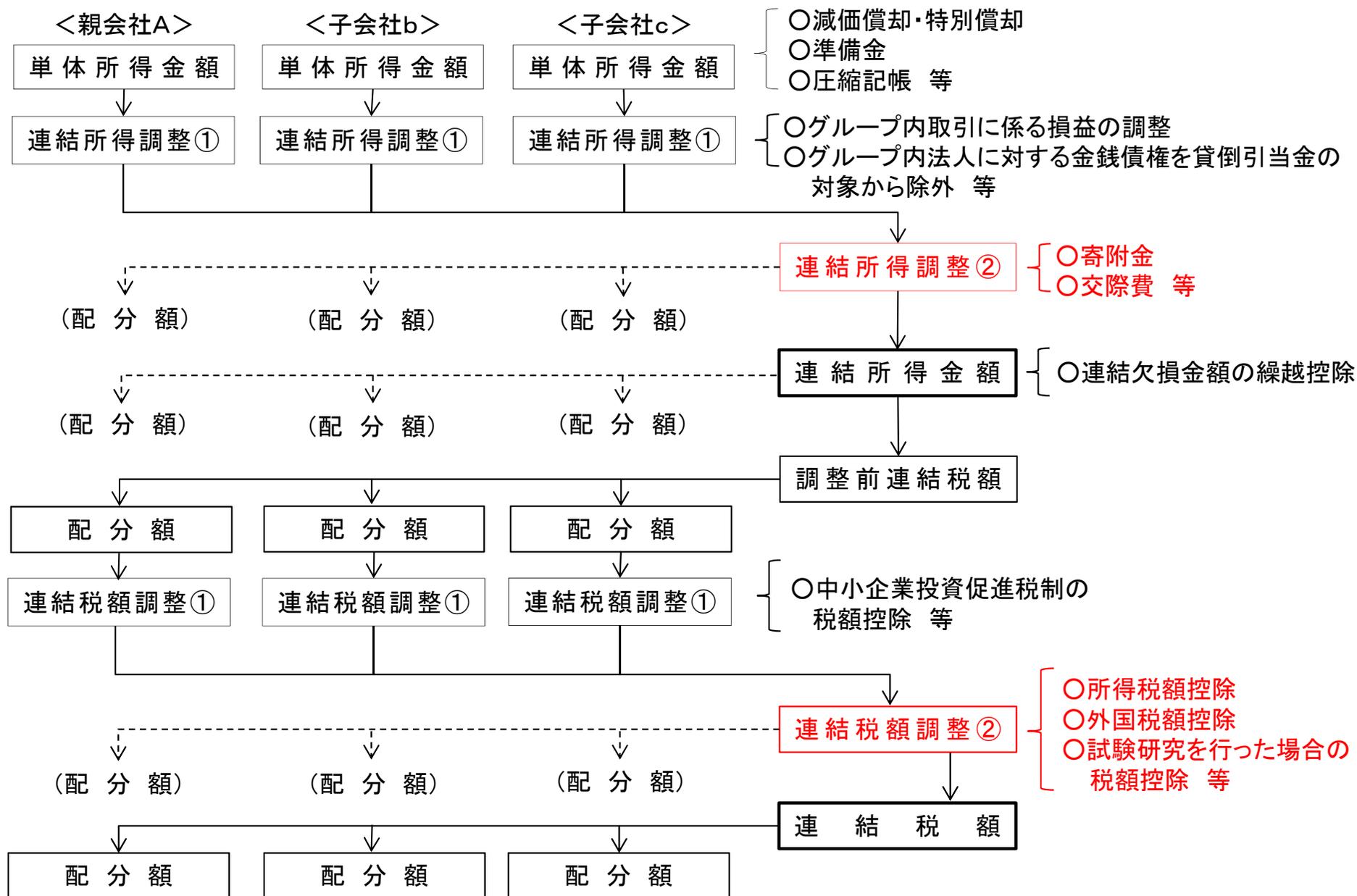
(3)所得、税額の計算

- 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出
- 税率は、23.2%

(4)時価評価
課税・欠損
金の制限

- 連結納税の開始又は連結グループへの加入時に、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価
- 開始・加入前に生じた子法人の欠損金は、原則、切捨て
- 一定の子法人については、時価評価課税及び欠損金切捨ての対象外

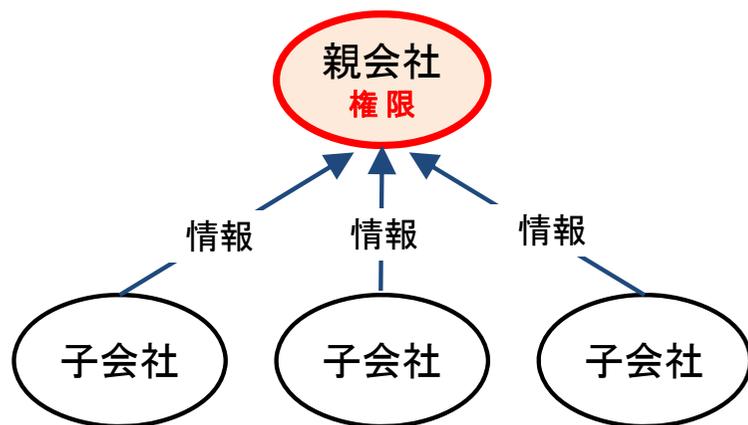
所得及び税額の調整項目については、法人毎に計算する項目とグループ全体で計算する項目がある。



- 14年度改正 連結納税制度を創設
- 16年度改正 ・連結付加税(2%)の廃止
- 18年度改正 ・株式交換・株式移転に係る税制の本則化に伴い、適格株式交換による加入を時価評価の対象から除外し、非適格株式移転前の子法人の欠損金を連結納税への持込み対象から除外 等
- 19年度改正 ・合併等対価の柔軟化に伴い、連結開始時の時価評価の適用除外法人の範囲の見直し
- 22年度改正 ・連結子法人の連結開始前欠損金の持込み制限の緩和(時価評価の対象外法人について個別所得金額を限度として持込み可とする)等の見直し
・グループ法人税制の創設として、連結法人間の取引の譲渡損益の繰延制度、受取配当の益金不算入制度における負債利子控除を適用しない措置、寄附金の全額損金不算入措置について、連結納税を選択していない100%グループ内の法人間の取引に対象を拡大
・支配日以後2月以内に離脱する法人の有する資産を時価評価の対象から除外 等
- 29年度改正 ・連結開始/加入時の時価評価資産の対象から「帳簿価額が1,000万円未満の資産」を除外
・スクイーズアウトによる完全子会社化について、組織再編税制に位置づけられたことにより、適格要件を満たす場合には、当該完全子会社を時価評価の対象から除外するとともに、欠損金の持ち込みを可能とする等の見直し

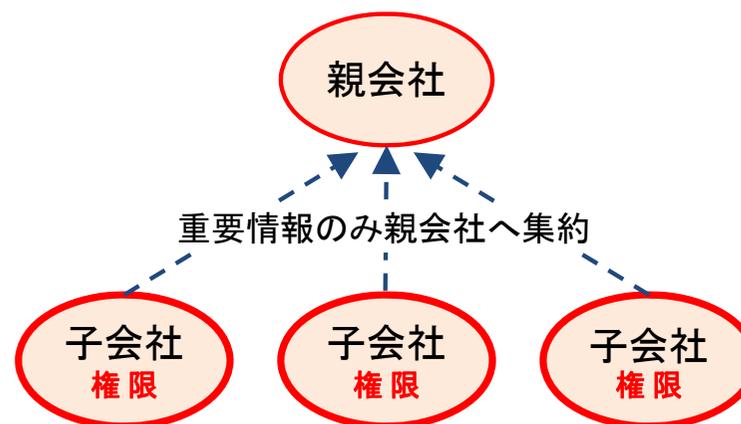
- 多くの企業グループが、企業グループの全体設計に関して、子会社へ権限を委譲することと、親会社が強い権限を持つことの双方を重視しており、そのバランスが課題。
 - また、意思決定事項に応じて、親会社の関与の程度が異なる。(子会社の大きな方針決定等、グループ全体の方針・設計に関わる事項については親会社の関与が強い傾向。一方、購入・調達先及び納品・販売先の決定等、事業運営に係る事項については、子会社が自ら判断しており、親会社の関与が弱い傾向。)
- ⇒ 子会社の全ての情報や意思決定が親会社に集約されているわけではない。

集権的な意思決定(イメージ) (親会社による関与が深い)



- ◆ 親会社が強い権限を持ち、子会社の情報も親会社に集約される。

分権的な意思決定(イメージ) (親会社による関与が浅い)



- ◆ 子会社へ一定の権限が委譲され、重要情報のみが親会社に集約される。

連結納税制度の適用実態やグループ経営の実態を十分に把握した上で、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の観点から以下の方向で検討を行う。これにより、企業がより効率的にグループ経営を行い、競争力を十分に発揮できる環境を整備する。

✓ 事務負担の軽減を図る観点からの簡素化

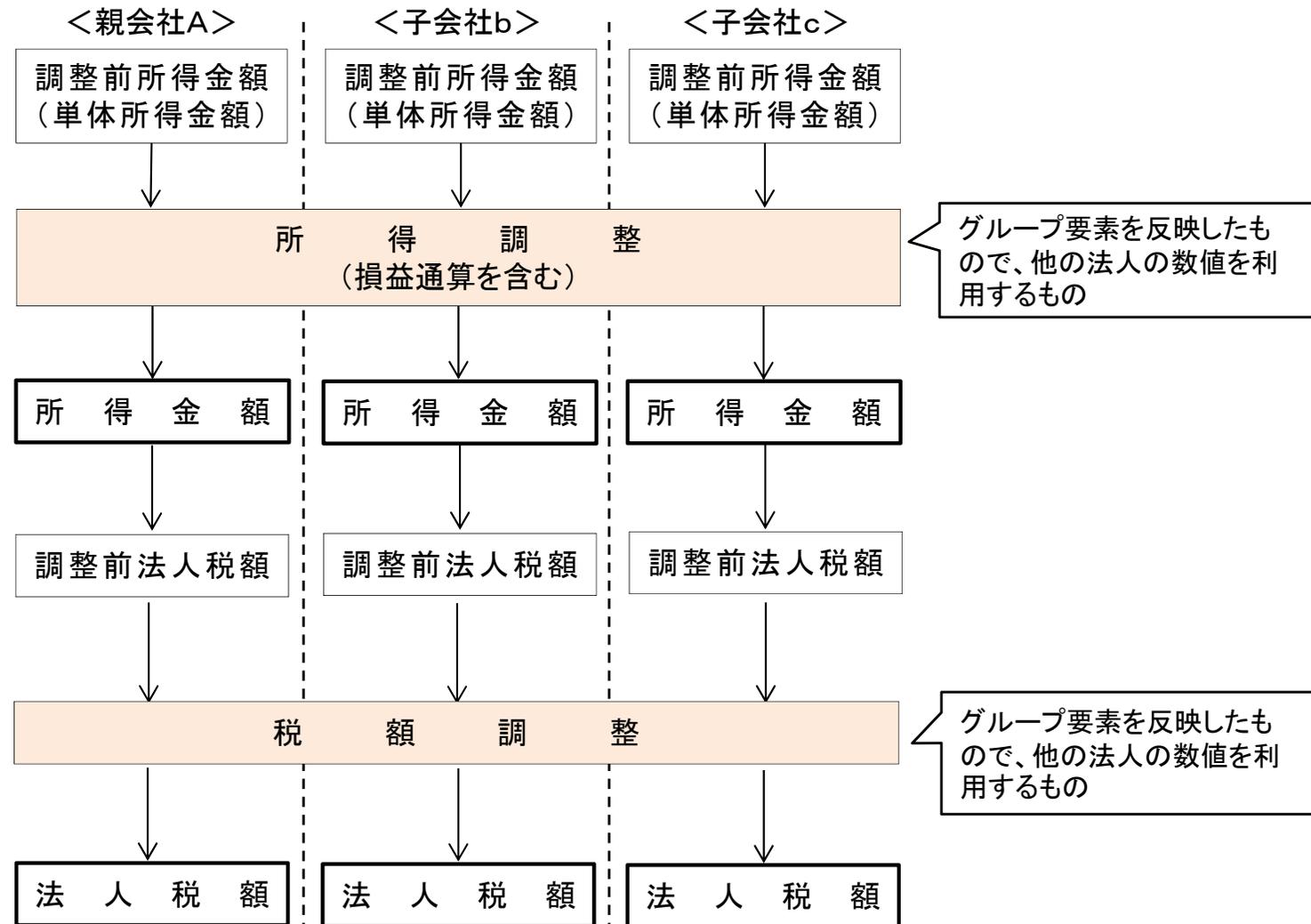
- 企業の事務負担の軽減を図る観点から、グループ経営の実態も踏まえ、連結グループを一つの納税単位とする現行の制度の在り方(申告・納付の方法)や、連結固有のグループ調整計算の要否、修正や更正の場合の企業や課税庁の事務負担の軽減等について検討する。

✓ グループ経営の多様化に対応した中立性・公平性の観点からの見直し

- 上記の簡素化を通じ、企業グループの事務処理能力の差が連結納税の選択に与える影響を最小化し、同様の経営を行っている企業グループ間での課税の中立性・公平性を確保する。
- また、連結グループと合併等の組織再編を行った企業とで、課税の中立性が確保されるよう、組織再編税制との整合性がとれた制度を目指す。その際、開始・加入時における時価評価課税・欠損金の持込制限については、租税回避防止の観点からも検討する。

個別申告方式に見直す場合のイメージ

グループ企業間での連結固有の調整計算など、事務負担が大きい項目を中心として、制度の簡素化を図る。



※ 損益通算等について、基本的には、当初申告額に固定し、修正・更正による変動は他の法人に影響を与えないこととはどうか。

損益通算のイメージ①所得が多い場合（たたき台）

A社(親法人)
所得 500

B社(子法人)
所得 100

C社(子法人)
欠損 ▲50

D社(子法人)
欠損 ▲250

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得を合算
＜A社 500+B社 100=600＞

欠損を合算
＜C社 ▲50+D社 ▲250=▲300＞

② 損益通算

所得金額の比により、欠損の合計額を配分するか。

500+
▲300×500/600
=250

100+
▲300×100/600
=50

欠損⇒ゼロ

欠損⇒ゼロ

③ 調整前法人税額の計算

250×税率

50×税率

ゼロ

ゼロ

④ 税額調整

※ 見直し後の制度において、調整計算をどこまで行うかは引き続き検討

⑤ 申告・納税

事後の修正のイメージ（たたき台）

【例1：欠損法人が増更正になる場合】

A社(親法人)
500

B社(子法人)
100

C社(子法人)
▲50

D社(子法人)
▲250 → 50(+300)

○ D社の欠損は既にA社・B社が利用しているため、D社に対し+300の所得に係る税額を追徴することが考えられる。

※ D社が追徴税額を納付できないような場合に、損益通算によるメリットを享受したA社・B社も税負担するような何らかの手当が必要か。

【例2：欠損法人が減更正になる場合】

A社(親法人)
500

B社(子法人)
100

C社(子法人)
▲50

D社(子法人)
▲250 → ▲350(-100)

○ D社の欠損が増加するが、A社・B社が利用できる欠損金の額は当初申告額に固定しているため、D社の欠損の増(▲100)は翌期に繰り越すことが考えられる。

(注) グループ内の一法人に生じた修正について、他の法人への影響を遮断する制度を導入する場合、グループ全体の法人税額の不当な減少を企図した制度の濫用が行われるおそれはないか。

損益通算のイメージ②欠損が多い場合（たたき台）

A社(親法人)
所得 250

B社(子法人)
所得 50

C社(子法人)
欠損 ▲500

D社(子法人)
欠損 ▲100

① グループ各社の所得及び欠損をそれぞれ合算

所得を合算
＜A社 250+B社 50=300＞

欠損を合算
＜C社 ▲500+D社 ▲100=▲600＞

② 損益通算 欠損金額の比により、他社へ渡す欠損の額を配分するか。

有所得⇒ゼロ

有所得⇒ゼロ

$$\begin{aligned} & \triangle 500 + \\ 300 \times & \triangle 500 / \triangle 600 \\ = & \triangle 250 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \triangle 100 + \\ 300 \times & \triangle 100 / \triangle 600 \\ = & \triangle 50 \end{aligned}$$

③ 調整前法人税額の計算

④ 税額調整 ※ 見直し後の制度において、調整計算をどこまで行うかは引き続き検討

⑤ 申告

損益等の配分方法

個別申告方式に移行することを前提とすると法人ごとに課税所得金額を計算することとなるため、損益等の配分方法を検討する必要がある。

プロラタ方式

現行制度の個別帰属額の計算に近く、制度導入のコストが小さいものとして、各欠損法人の欠損金及び連結グループ内の繰越欠損金の額を各所得法人にプロラタで配賦する方式(プロラタ方式)としてはどうか。

- 現行制度の考え方を踏襲する中での制度設計が可能
- 税負担の軽減のための恣意的な調整を回避できる

※ 法人側が各欠損法人の欠損金の額及び繰越欠損金の額を自由に配分する方式(自由配分方式)とした場合以下のような留意点があるものと考えられる。

- 法人は株主との関係で、税理士等は法人との関係で、当期の欠損金・繰越欠損金をどのように配分すれば税負担が最も少なくなるかについて精査が必要となり、かえって事務負担が増える可能性。
- 離脱予定企業に欠損金を重点配分などの恣意的な調整が可能となる。
- 連結の開始・加入前欠損金を有しない企業に当期損失を重点配分することが可能となり、繰越欠損金の利用制限が実質的に機能しなくなるため、制限の厳格化等のため制度が複雑化する。

<見直しに当たっての考え方>

◆ 組織再編税制との整合性の観点

- 連結納税制度と組織再編税制とでは様々な差異があり、課税の中立性が損なわれている面があることから、現行の組織再編税制と整合性がとれた制度を目指し、課税の中立性を確保することが適当ではないか

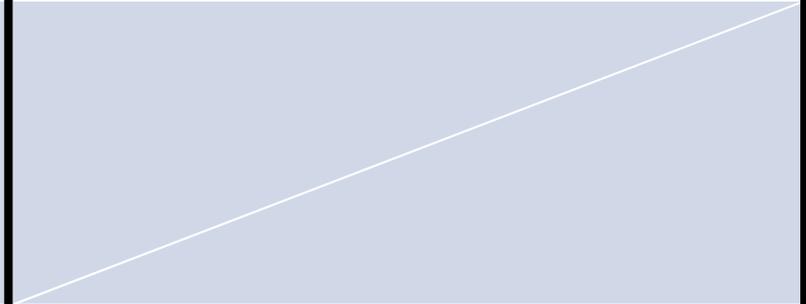
◆ 親法人の取扱い

- 個別申告方式とすることから、親法人を現行制度のように取り扱う必要性は低くなるのではないか
- 親法人の取扱いを利用した租税回避目的での濫用可能性が高まることを踏まえた仕組みが必要ではないか

◆ 公平・公正な税負担の観点

- 欠損金の利用を主目的とした恣意的な税負担の調整が行われないうような措置を講ずる必要があるのではないか（含み損益の利用制限等）
- 離脱時の取扱いについても、不当な税負担の軽減を防止する必要があるのではないか（離脱時の時価評価等）

○ 連結納税制度と組織再編税制との比較(現行制度)

取扱い	連結納税制度	組織再編税制
<p>① 時価評価課税なし</p> <p>欠損金持込み可能 (連結子法人は自己の 所得の範囲内)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>完全支配関係が5年超ある完全子 法人と連結納税を開始する場合</u> ● <u>適格株式交換等により完全子法人 化した場合</u> ● <u>適格合併等により被合併法人等が 5年超保有する完全子法人を加入 させた場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>適格組織再編のうち、支配関係が5 年超あるか、又は、共同事業性がある 場合</u>
<p>② 時価評価課税なし (含み損益の利用制限)</p> <p>欠損金一部切捨て</p>		<ul style="list-style-type: none"> ● <u>適格組織再編のうち、支配関係が5 年以内であり、かつ、共同事業性が ない場合</u>
<p>③ 時価評価課税</p> <p>欠損金切捨て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>完全支配関係が5年以内の完全子 法人と連結納税を開始する場合</u> ● <u>非適格組織再編又は再編以外の 取引により完全子法人化した場合</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>非適格組織再編</u>



論 点

- 時価評価課税や欠損金の持込制限等について、組織再編税制と整合的に見直してはどうか。

取扱い	検討の方向性	
<p>① 時価評価課税なし</p> <p>欠損金持込み可能 (連結子法人は自己の 所得の範囲内)</p>	<p>A 開始時のグループ法人で、完全支配関係がある法人間の適格組織再編と同様の要件※₁に該当するもの 又は</p> <p>B 適格組織再編により加入した再編当事者 又は</p>	<p>● 左記のうち、<u>支配関係が5年超</u>あるか、又は、<u>共同事業性がある</u>場合</p>
<p>② 時価評価課税なし (含み損益の利用制限)</p> <p>欠損金一部切捨て</p>	<p>C¹C² 再編当事者以外の加入法人で、当該法人と親法人との間で、適格組織再編と同様の要件※₂に該当するもの</p>	<p>● 左記のうち、<u>支配関係が5年以内</u>であり、かつ、<u>共同事業性がない</u>場合</p>
<p>※₃ ③時価評価課税・欠損金切捨ての<u>対象は縮小</u> ※₃</p>		
<p>③ 時価評価課税</p> <p>欠損金切捨て</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 開始時のグループ法人で完全支配関係がある法人間の適格組織再編と同様の要件に該当しないもの 又は ● 非適格組織再編により加入した再編当事者 又は ● 再編当事者以外の加入法人で上欄・中欄以外のもの 	

※₁ 親法人との間の完全支配関係継続 ※₂ 親法人との間の完全支配関係継続、従業者継続、事業継続等。
 ※₃ 全体として③の対象は縮小することが見込まれるが、要件の整理により、新たに③の取扱いの対象となるケースもあることに留意。
 ※₄ 開始時の連結親法人についても、同様の要件に該当した場合には、同じ取り扱いとすることも必要か。
 ※₅ 共同事業性の判定について、グループ内のいずれか一の企業との間で判定することとしてはどうか。

グループ調整計算の見直しに当たっては、各個別制度ごとに、調整計算をやめることによる事務負担の軽減効果と、企業経営の実態や制度趣旨・目的、濫用可能性等を勘案した調整計算の必要性等を比較衡量の上、見直しの内容を検討してはどうか。

グループ調整計算の見直しに当たっての基準

- ◆ 調整計算の事務負担の軽減を図る観点
- ◆ 企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた調整計算を行うことの必要性
- ◆ 制度の濫用その他趣旨・目的を超えた税負担の減少可能性
 - グループ内の法人間での損益通算を認めるという制度において、分社化等により定額控除枠が増殖可能となるのは適当でないこと
 - 損益通算の枠組みがある中で、グループ内での資産や従業員等の移転により、容易に税額控除額等を増加できることを踏まえた仕組みの必要性
- ◆ その他の観点
 - 連結納税を選択していないグループ法人との公平性

グループ調整計算の個別論点①(所得調整:受取配当等)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
	(1)株式区分判定の際の保有割合は、連結グループを一体として計算。	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ全体として株式等の保有状況を把握する必要があるため、一定の事務負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受取配当に係る負担調整をする制度。保有割合に応じ、益金不算入割合が定められている。 ● 連結法人以外は保有割合を個社毎に計算している点を考慮すると、連結固有の調整計算をやめることも一案か。 ● 他方企業グループで株式を分散保有している場合があることをどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結納税制度を適用していないグループ法人との中立性・公平性の観点から、グループ法人税制に移行することも一案か。
受取配当等の益金不算入	(2)負債利子の控除額は、連結グループ全体で算出。	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ全体として受取配当や負債利子、総資産を把握する必要があるため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一法人に負債利子、総資産の修正があると他の法人の控除額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受取配当の益金不算入の反面として、それに対応する負債利子の損金算入を否定するための制度。 <small>(注)負債利子を、「関連法人株式等(持株割合3分の1超で、完全子法人株式等を除く。)」に係る益金不算入額から控除する制度。</small> ● 負債利子控除額を個社毎に計算することとなれば、例えば、親会社が資金調達をし、その資金で取得した株式を子会社が所有する場合に、グループ内で損益通算できるにもかかわらず、親会社が支払った負債利子の額が益金不算入額から控除できなくなることをどのように考えるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の簡素化及び負債利子の適正な控除の双方の観点から、<u>負債利子を概算で控除</u>することも考えられる。 ● この場合、連結のみの取扱いとすることは妥当ではないため、<u>単体申告法人も対象とすべき</u>か。

グループ調整計算の個別論点②(所得調整:受取配当等)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
受取配当等の短期保有株式等の判定	(3)短期保有株式等の判定は、判定の基礎となる株式数を連結グループで合算して判定。	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整計算を行う場合は、グループ全体として株式の保有状況を逐一把握する必要があるため、相当の事務負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>配当落ちした株式の譲渡による損失の計上と当該株式に係る受取配当等の益金不算入規定を適用することによる租税回避を防止するための制度。</u> (注)短期保有株式等については、受取配当の益金不算入の対象外とされている。 ● 株式等の譲渡損益の計算においては、<u>譲渡した株式の簿価については、現行制度上もグループ全体計算をしていない。</u> ● このため、グループ内の他の法人による当該株式の保有状況や保有している場合の取得価額は、<u>当該株式を譲渡した法人の譲渡損益の計算に影響せず、個別申告方式を前提とすると、連結グループ全体で判定する必要性は乏しいか。</u> 	

グループ調整計算の個別論点③(所得調整:受取配当等)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
外国子会社配当等の株式保有割合	<ul style="list-style-type: none"> ● 株式保有割合は、連結グループを一体として計算。 	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ全体として株式等を保有する期間を把握する必要があるため、相当の事務負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国子会社から受ける配当に係る二重課税を排除する制度。 ● 連結法人以外は保有割合を個社毎に計算している点を考慮すると、連結固有の調整計算をやめることも一案か。 ● 連結グループで株式を分散保有している場合もあることをどのように考えるか。 	

グループ調整計算の個別論点④(所得調整:寄附金)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
寄附金の損金算入限度額の計算	<ul style="list-style-type: none"> ● 損金算入限度額は、連結所得金額と親法人の資本金等の額により計算。 <p><個別帰属額の計算> (一般寄附金)</p> $\frac{\text{損金算入限度額} \times \text{連結法人の寄附金}}{\text{連結グループ全体の寄附金}}$	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての法人の所得等を基に損金算入限度額を計算した上で、各法人の寄附金の額を基に配分するため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一の法人に所得の修正があると他の法人の損金算入限度額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務に全く関連のない贈与は利益処分的性質を有し、損金不算入とすることが好ましいが、業務に関連のないものを区分することが困難であることに鑑み、<u>事業規模に応じた一定の割合を損金算入の上限とする制度。</u> ● <u>グループ企業であっても、各法人の資本金等の額はその法人の事業の規模を表すものと考えられることから、個社毎の資本金等の額に基づき損金算入限度額を計算することも考えられるか。</u> ● また、課税所得が個社ごとに算出されるのであれば、<u>所得に基づく限度額も個社毎に計算することが適当か。</u> ● 他方、純粹持ち株会社等において、グループを代表して寄附金を支出している場合があることを考慮すると何らかの配慮が必要か。 	

グループ調整計算の個別論点⑤(所得調整:貸倒引当金)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
貸倒引当金の繰入限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 引当金の繰入限度額は、連結グループ内の法人間の金銭債権を除いて計算。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結グループ内の法人間での金銭債権を除くため、一定の事務負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連結グループ内の法人間での金銭債権を含めて繰入限度額を計算することとすれば、連結グループ内での金銭の貸借を任意に行い、繰入限度額を操作することが可能となることから、引き続き、連結グループ間の金銭債権を除いて計算を行うことが適当か。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>連結納税制度を適用していないグループ法人との公平性の観点から</u>、グループ法人税制として、グループ内の法人間の金銭債権を除いて計算することも考えられるか。

グループ調整計算の個別論点⑥(所得調整:その他)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
<p>過大支払利子税制の損金不算入額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 損金不算入額の計算の基礎となる①純支払利子②連結調整所得金額は、連結グループを一体として計算。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての法人の所得等を基に損金算入限度額を計算した上で、各法人の支払利子の額を基に配分するため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一法人に調整所得の修正があると他の法人の損金算入限度額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>所得に比して過大な支払利子を損金不算入とする制度。</u> ● 課税所得が個社ごとに算出されることを前提とすると、本制度における損金算入限度額の計算についても個社ごとに計算することが考えられるか。 <p>(注1)適用免除額(純支払利子等の額)については18頁のとおり</p> <p>(注2)令和元年改正において、単体申告について、グループの要素を加味した適用免除基準を導入</p>	

グループ調整計算の個別論点⑦(税額調整:所得税額控除)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
所得税額控除 (銘柄別簡便法)	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有期間判定は、連結グループで合算して判定。 <p><銘柄別簡便法> 配当計算期間内における元本の増加分を計算期間の中央において取得したものとして計算</p> <p>(銘柄ごとに)</p> $\frac{A + (B - A) \times 1 / 2}{B}$ <p>(又は1/12)</p> <p>A: 配当等の計算期間の開始時における所有元本数 B: 配当等の計算期間の終了時における所有元本数</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● グループ全体として元本を保有する期間を把握する必要があるため、相当の事務負担が生じる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 源泉徴収される源泉所得税との二重課税を排除する制度。 <p>(注)元本の所有期間に対応する所得税額を控除する制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個別申告方式とすることを前提とすれば、<u>所有期間の計算単位(銘柄別簡便法)</u>も<u>個社毎</u>とすることが事務負担の観点から合理的か。 <p>(注)なお、現行制度では、連結グループ内で元本の譲渡があった場合、譲渡を受けた法人がその元本を元から持っていたこととする取扱いとされており、当該制度は現行のままとしてはどうか。</p>	

グループ調整計算の個別論点⑧(税額調整:外国税額控除)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
外国税額控除	<ul style="list-style-type: none"> ● 税額控除限度額は、連結グループ全体の法人税額・所得金額・国外所得金額を基礎として計算・配分。 	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての法人の所得金額等を基に連結控除限度額を計算した上で、各法人の国外所得金額を基に配分するため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一法人に所得金額の修正があると他の法人の外国税額控除額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国際的二重課税を排除する観点から法人の外国政府に納付した税額を日本における税額から控除する制度。 ● 所得金額及び法人税額が個社ごとに算出されることを前提とすると、二重課税調整も個社ごとに計算することが考えられるか。 ● 他方、海外への事業展開を主に親法人が行っている場合があること等を踏まえ、丁寧にその実態を確認しつつ検討していく必要。 	

グループ調整計算の個別論点⑨(税額調整:留保金課税)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
特定同族会社の留保金課税	<ul style="list-style-type: none"> ● 課税留保金額は、連結グループ全体で計算。 <p><個別帰属額の計算> $\frac{\text{連結留保金課税額} \times \text{連結個別留保税額}}{\text{各連結法人の連結個別留保税額の合計}}$</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての法人の留保金額を基に連結留保金課税額を計算した上で、各法人の連結個別留保税額を基に留保金課税額を配分するため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一法人に留保金額の修正があると他の法人の留保金課税額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定同族会社の恣意的な課税繰延べを防止する等の観点から、留保金額から留保控除額を控除した課税留保金額に対し、一定の課税を行う制度。 ● 留保金額は所得等の金額に基づき計算するため、<u>個別申告方式を前提とすると、調整計算をする必要性は低いのではないか。</u> ● なお、留保控除額は、所得基準、<u>定額基準(2,000万円)</u>、積立金基準の最も多い額とされているが、この定額基準の2,000万円を、複数回利用するために分社化することは考えづらいため、<u>各個社がそれぞれ利用したとしても問題ないか。</u> 	

グループ調整計算の個別論点⑩(税額調整:研究開発税制)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
研究開発税制	<ul style="list-style-type: none"> ● 試験研究費割合・増減率・控除額・控除上限は、連結グループ一体として計算。 <p>＜個別帰属額の計算＞</p> $\frac{\text{控除額} \times \text{連結法人の個別税額控除相当額}}{\text{各連結法人の個別税額控除相当額の合計}}$	<ul style="list-style-type: none"> ● すべての法人の試験研究費等を基に税額控除額を計算した上で、各法人の税額控除額を基に配分するため、相当の事務負担が生じる。 ● グループ内の一の法人に試験研究費の総額などの基礎額の修正があると他の法人の税額控除額に波及する。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 赤字企業が行った研究開発は、<u>通常の単体法人であれば税額控除が受けられないこととの公平性を踏まえれば、グループ調整計算を廃止することが考えられるか。</u> ● 他方、グループ全体の研究開発機能を集中させている企業経営の実態や政策税制であることも踏まえ、何らかの配慮が必要か。 	

グループ調整計算の個別論点⑪(その他の税額調整等)

項目	現行制度における調整内容	事務負担の観点	企業経営の実態や制度の趣旨・目的からみた必要性	その他
投資税額控除(租税特別措置)	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資税額控除は、連結税額の20%の配分額と個別帰属税額の20%のいずれか少ない金額を限度。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人ごとに計算されるため、特段の事務負担は生じていないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「設備投資に係る税額控除については、特定の業種など個々の法人の属性に着目して講じられていること等から、各法人ごとに計算することとし、連結税額の一定額を限度」とされたもの。(H13.10.9政府税制調査会法人課税小委員会「連結納税の基本的な考え方」) ● 個別申告方式を前提とすると、損益通算後の課税所得金額を基に各社の税額を計算することから、連結税額を基に限度額を計算する必要性はないか。 	

(注1) その他の政策税制についても、事務負担の軽減効果と、企業経営の実態や制度趣旨・目的、濫用可能性等を踏まえ検討を行う。

(注2) 中小法人特例について、現行制度では連結親法人の資本金の額により連結グループ内の全ての法人の判定を行う等により判定しているが、個別申告方式を前提とすると、中小法人特例の趣旨・目的等を踏まえつつ、親法人だけではなく子法人の資本金の額等も勘案し、連結グループ内の全ての法人の判定を行うこととしてはどうか。